

## 第1章 自治基本条例の検証

2度目の自治基本条例見直しにあたり、まず、自治基本条例を始めとする市民自治・市民参加制度に関する周知状況を確認する必要があった。

幸いにも苫小牧市総合政策部政策推進課が平成24年6月付で「苫小牧市総合計画第5次基本計画改定にかかる市民意識調査」と称し、市民アンケートを公表し、その中で「①市役所からの情報がよくわかること」、「②まちづくりに市民の声が十分に反映されること」という項目で市民自治の意識等を計るデータがあり、まず、これを生かすことにした。

また、前回の見直しでは、推進会議委員全員で条文を一つひとつ検証していきましたが、委員の皆さんが全員全ての項目を理解し、精通しているものではないため、見直し手続きの苦勞をした経緯があった。

今回は委員の負担を減らすべく、各条文の検証については、施行規則第5条に基づき、市民自治推進会議内に会長、副会長、委員2名で構成する部会を設置し、部会で計3回に渡り条文の精査及び本会議に向けた議題の選定をした。

これとは別に委員全員で構成する本会議も3回実施し、運用改善の議題を検討した次第である。

### 1. 市民意識調査の結果

政策推進課が実施した市民意識調査は、平成24年1月23日から2月22日までの1か月間、苫小牧市に住所の置く18歳以上男女2000名に実施した。回答率男性46.3%、女性53.5%であった。

市民自治に関する項目は、以下の質問肢で調査を実施している。

- ①市役所からの情報がよくわかること
- ②まちづくりに市民の声が十分に反映されること

結果について、質問①については、満足・やや満足と回答した人の割合は合計19.4%であった。一方不満、やや不満と回答した人の割合は合計27.2%にも上った。

質問②について、満足・やや満足と回答した人の割合は、合計8.3%に過ぎ

ず、不満・やや不満と回答したのは34.8%にも上った（資料1）。

この結果から、市民の多くは、苫小牧市が実施している市民自治・市民参加  
手続に不満があるというデータが示された。

部会では、こうした結果を踏まえて、自治基本条例の条文見直しの検討を開  
始した。

## 2. 自治基本条例の項目見直しから見えてきた問題点

今回の見直しは、前述のように推進会議内に部会を設置し、検討することに  
した。福井委員を部会長とし、高野委員（会長）、佐藤委員（副会長）、家守委  
員を4名で部会構成した。

見直し方法であるが、「条文検討シート（資料2）」を作成し、①規定内容に  
不足等がなく、改正は不要、②規定内容に不足等はないが、運用について検討  
が必要、③規定内容に不足等があり、改正が必要、と各条文の3つに分類する  
方法を採用した。

30条全ての条文を見直した結果は別紙の通りである（資料2）。

その結果、条文文言について見直しは求めないが、運用の改善を求める条文  
項目がいくつか浮上し、その中で以下の3つの課題を本会議で話し合うべきと  
決めた。1項目ごとに問題点を明らかにする。

### （1）市民自治・市民参加の周知不足

苫小牧市自治基本条例では第8条で市民参加が規定され、まちづくりの市民  
主役を謳い、様々な行政手続きに参加できる権利を有している。

この項目を根拠規定として、苫小牧市民参加条例が平成21年4月に制定さ  
れ、市民の多くが参加しやすいとされる市民意見募集（パブリックコメント）  
の項目が規定されている。実際、各種法改正時や公共施設建設時などにパブリ  
ックコメントが実施されている。

平成25年度、苫小牧市においては合計19事案の意見募集が実施されたが、  
最も多かった意見は70件（事案は、図書館の指定管理者に関するもの）。多く  
は回答数ゼロである。事案1件あたりの平均提出件数は4.78件である。

なぜ、市民がこれほどまでに関心が無いのか？それに対する答えを市民自治  
推進会議としても出さなければいけないのではないか？という意見が部会にて

なされたため、この問題を本会議の議題として話し合うことになった。

## (2) 情報提供の問題点

苫小牧市自治基本条例第4条では、情報公開及び情報共有について規定され、関連として第16条では説明責任について規定されている。

情報公開とは、自治体を持つ情報を住民等に公開する制度のことである。昭和57年に山形県金山町で情報公開条例が制定されたのを皮切りに、苫小牧市では平成10年に制定されている。

情報公開と市民自治は切っても切れない関係であることは、これまでの有識者の考え方、実際の自治体運営からも明らかである。ただ、苫小牧市において前項で記載した「市民自治・市民参加」が進まない理由は、苫小牧市が実施している情報公開の手法に問題があるのではないかと、この問題点を本会議にて話し合うことになった。

## (3) 地域自治組織との連携不足

これまで、苫小牧市は全国の自治体と同様に町内会を自治体の下部組織として捕らえ、町内会に対し、防犯、ゴミ等環境整備などを中心に様々なことを上から一方的に推し進めてきた。

これまで地域自治の基幹団体として活動していた事実や実績は苫小牧市でも見過ごすことはできない。国としても東日本大震災以降、地域自治組織の活性化を至上命題としていることから、苫小牧市においても検討すべきではないか、との部会意見から、本会議にて話し合いすることになった。

## 第2章 改善に向けた具体的提言

### 1. 自治基本条例をベースとした市民自治への啓発

元々、自治基本条例とは、「まちの憲法」と言われるように自治体の最高規範となるものであり、政策の基本方針となる総合計画ともに市民に広く知ってもらう必要がある。苫小牧市においては、平成19年4月の自治基本条例制定後、市民自治・市民参加の制度の充実を目指し、平成21年4月には苫小牧市市民参加条例を制定、平成28年を目指し、苫小牧市住民投票条例（仮称）など制度面を中心に整備を進めてきた。

こうした制度の充実と同時並行で、平成19年4月に自治基本条例が制定されて以降、市民向けパンフレットとして「なぜなに教室」、市民ボランティアが中心となって「わたしたちのまちの自治基本条例子ども向け市民自治パンフレット」などの冊子類が作成された。また、町内会や中学校等への出前講座が、7年間で数件程度行なわれてきたことが、市民自治推進会議に対する報告事項で明らかになっている。

しかしながら、前述の市民意識調査の厳しい結果、過去のパブリックコメントの提出意見件数の低さ、更には、昨年実施の市長選挙投票率が過去最低の39.27パーセント、という現状からすると、自治体が行うことに対し、市民のほとんどが関心を示していないことは明確です。また、市民や町内会などから出された要望・要請について、市役所担当課が十分に話し合いすることなく進めたために、市民の求めていた結果と相反した内容の施策を進めるなど、担当する職員自身が自治基本条例の規定、その重要性を理解しておらず、市民自治・市民参加が進んでいないと感じられます。

つまり、苫小牧市は市職員や市議会議員の多くが、本当の市民自治・市民参加の重要性や意識を持たないまま、市民自治制度の創設というハード面ばかりを追い求め、市民の目線に立ったソフト面の政策を忘れていたのではないのでしょうか。その結果が、アンケート結果や意見募集手続、選挙投票率の数値に表れていると言っても過言ではありません。

こうしたままでは、多少の出前講座や冊子類を作成したとしても、市民が興味関心の引くことはできない、と市民自治推進会議は考えます。

<提言>

市民自治・市民参加によるまちづくりを継続していくために、自治基本条例を始めとする市民自治制度を幅広く知ってもらう必要があることから、次のとおり提言します。

- ① 自治体の主役は市民であり、市民あっての自治体であるという大前提が市議会議員、市職員には欠如しています。もちろん、市民もこの大前提を理解しているとは言えません。行政、立法、市民の三者が市民自治・市民参加を実現・担保するために明文化・制度化したものが自治基本条例であるということを今一度、確認する機会を設けるよう強く求めます。

こうした基本方針を再認識した上で、市民主役のまちづくりができるよう自治基本条例の規定項目をさらに深めた制度の導入（例えば、市民協働ガイドライン条例）の検討を始めるよう求めます。

- ② 小学生や中学生は苫小牧市の将来を担う大切な世代です。こうした未来ある世代が住みよい自治体であるには、義務教育期間中から自治基本条例を始め、市民自治のまちづくりの学習が必要不可欠であると考えます。

実際、小学校・中学校の1人当たりの図書購入費は平成27年1月29日の苫小牧民報による新聞報道で明らかのように（資料1）、道内主要9都市の中でもかなり低いレベルにあります。今回、苫小牧市民自治推進会議では道内主要8都市（札幌市、旭川市、函館市、釧路市、苫小牧市、帯広市、小樽市、江別市。なお、北見市はパブリックコメントの件数が公開されておらず、対象外とした）図書購入費と同じく道内主要8都市で平成25年度に実施したパブリックコメントの件数を比較してみたが、小学校・中学校の一人当たりの図書購入費が高い自治体ほど、パブリックコメントの意見件数も多い傾向が明らかになっている（資料2）。

つまり、義務教育期間中の行動や活動が、今後のまちづくりにも大きく影響することはほぼ間違いない。よって、苫小牧市において、市の教育方針として、一定の時間を設け、市民自治・市民参加の重要性を学習するよう強く求めます。その際には、昨年まちかどミーティングにて好評であった若手職員のプレゼンテーションのようなものを実施する、市民自治に関する副読本を作成するなど子どもたちにとって、市民合っの自治体であることが身近に感じられるような手法となるよう求めます。前述の学習機会を設け、興味

関心が持てるようになった時期には、大人と同一施策に対して、子ども向けの意見募集手続を実施するなど、子どもたちも自治体運営に参加できる制度づくりを行なうよう求めます。

- ③ 総合計画策定時に限らず、市民自治・市民参加に関する調査等を定期的実施するとともに、集めたデータを行政内部で科学的に分析できるようなプロフェッショナル職員の登用・育成をし、データを用いた市民自治・市民参加の政策を展開するよう求めます。

- ④ これまで人口が微増ながら増加し、平成22年末には過去最高の人口となった苦小牧市ですが、4年後の平成26年末に早くも人口が減少となりました。約25年後には人口が14万人台とのデータもあります。人口が減少するということは税収減少を意味すること、一方で急激な高齢化社会が訪れ、自治体の財政支出が急速に上昇することに、多くの市民は気付いていません。

こうした現実を市民に対して分かりやすく説明する時期に来ていると考えます。この事実を市民に説明するには、現行の市民自治推進課にいる数名の職員だけでは絶対的に不足です。

今後、来るべく人口減少時代に対して、本気で市民自治・市民参加を進めるのであれば、市民自治・市民参加に携わる職員の大幅増員を求めます。

## 2. 情報公開と情報提供の充実

市民自治を実現するには、自治体が持つ情報を市民に対して積極的に公開しなければ実現しないと言われていています。国の情報公開法が制定された平成11年以降、住民票や戸籍など公的書類の電子化やインターネット普及が全国の自治体で進みました。

その結果、多くの自治体はホームページを持ち、市民に対しホームページ上で多くの情報とサービスを提供しています。

しかしながら、全ての家庭にパソコンを用いたインターネット環境やタブレット、スマートフォンがあるわけではありません。特に情報弱者と呼ばれる高齢者は、こうした電子媒体に接する機会自体が少ないものです。また、ホームページを見られたとしても、提供している情報量が多すぎ、必要な情報に辿りつけない場合も数多くあります。情報弱者ほど情報を求めているのにも関わらず、その情報にアクセス出来ないという事態に直面しています。

また、これまでの紙媒体による情報公開・情報提供であっても、そこに書かれている内容は「行政文章」と言われ、独特の言い回し方や言葉の表現がなされており、市職員には当たり前であっても市民にとって馴染みのある表現ではなく、理解できません。

つまり、苫小牧市がこれまで進めていた情報公開や情報提供は、対象となる市民を想定せず、一方的に続けてきたと言わざるを得ません。こうした情報提供の方法については市民目線に立った上で、一層の改善が必要と考えます。

## 提言

まちづくりに関する情報公開・情報提供をするために次のとおり提言します。

- ① 市民に対して、情報公開及び提供するために公表ないし発行する書類等については、読みにくい・難しい漢字には必ずフリガナを付け加えると共に、小学校6年生程度の読解能力でも書いてある内容が理解出来るような文章構成・内容で作成することを強く求めます。
- ② 市からの情報公開は膨大な量です。その中には、市民の関心が得られない事柄や市民の興味関心が高い情報が入り乱れて市民に公開・提供されています。市民の興味関心が高そうな情報やパブリックコメントについては、市としても意見を出してほしいと考えているのであれば、重要度を示す指標の策定（例：星の数で評価する）という制度を作るよう求めます。

なお、重要度認定については、市職員が判断するのではなく、次項で記載の人材を利用するよう合わせて求めます。

- ② 高齢者を始めとする情報弱者を中心に市民に情報公開・提供するための手法として、有給の「地域コンシェルジュ（仮称）」を市民ないしNPOなどから養成し、地域自治組織に1～2名程度配置するよう求めます。

これは、情報弱者の高齢者が苫小牧市の情報にアクセスしたいと申し出たときは、高齢者に代わりコンシェルジュがホームページから必要事項をダウンロードし交付する、代わりに市役所に連絡するなど手配するものです。コンシェルジュは苫小牧市が提供する様々な行政サービスを熟知し、必要であれば、関係窓口などへも取次ぎ出来るような制度設計を求めます。

- ③ コンシェルジュ以外に高齢者宅を訪問する機会の多い、民生委員、介護事業者、市民後見人などの市民を対象に、市民自治や市民参加の仕組みについての勉強会を定期的実施するよう求めます。こうした高齢者を補助する市民と市民自治・市民参加を推し進める市職員とが交流することでしてもらうことで、声を出さない・出しにくい市民のニーズも把握しやすいと考えられることから、こうした制度導入を求めます。
- ④ 市民が集まりやすい市立病院や図書館など、市の公共施設において、苫小牧市から市民へ情報提供する掲示板及び電子端末を配置して誰でもすぐに情報にアクセスでき、情報提供できる制度を設けるよう求めます。
- ⑤ 自治基本条例は議会についても規定されています。議会だよりの発行は評価すべき点がありますが、情報公開に関してはまだまだ不足しています。政党問わず、議会全体として自治基本条例の趣旨に従い、市民に対して議会が報告会など、議会全体が持つ情報の提供及び説明責任を果たすことを求めます。

### 3. 地域自治組織に対する発展支援とその連携

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、太平洋側沿岸部の自治体を中心に庁舎が破損、自治体が機能しないという前代未聞の事態となった。また、財政悪化に伴い職員の削減が行われた結果、避難誘導や避難所運営に自治体職員が関与できず、支障を感じた自治体も数多く発生した。そうした自治体の多くは、町内会や自治会などの地域組織が自治体に代わり、様々な手伝いや運営を続け、地域組織の重要性が再認識された。

しかしながら、こうした地域組織の多くは、地方自治体同様に高齢化が進み、様々な課題に対応できなくなっているのも事実である。

苫小牧市においてもこれまでは、町内会が協働の受け皿として、防犯・防災、地域のまちづくりを担っていた。ところが、町内会の組織率は現在60パーセント程度である。一部地域では、町内会の休会も発生している。また、東西に長く、海岸線や樽前山を抱え、災害時には被害の多少が場所によって大きく発生しやすい苫小牧市においては、地域ごとに被害の差も生じる可能性がある。こうした現状で、苫小牧市の受け皿として活動できるのか？という問題が生じている。



一方、市民が住む地域には、小学校や中学校、PTA、地域包括支援センター、民生委員、NPO、会社法人など様々な団体が活動しており、お互い様々な情報やノウハウを持って活動しているが、これまでは、個人情報保護法等が足かせとなり、縦横の相互連携はあまり行なわれてこなかった。

しかし、災害時には、前述の通り自治体が上手く機能することができないことがしばしば想定される。また、自衛隊などの救援隊が被災地に入るのは早くとも3日程度かかるとも言われている。それまでの間、動けるのは地域組織となるのであろうが、地域にどれだけの乳幼児や要支援・要介護の市民が居るのか、高齢者がどの地域包括支援センターや福祉サービス提供事業者を利用してあるかなどは、町内会は全く情報を持っておらず、協働しようにも出来ないと言う現実がある。

このように自治体を持つ様々な情報の開示をどうするか、地域の中にある様々な団体との相互補完の原則をどう実現するかなど、地域に山積する問題を市と地域が協働して、一つひとつ解決するためにも地域自治組織の活性化が必要と考えます。

## 提言

社会の要請及び苫小牧市の地理的現状、地域自治と協働によるまちづくり活性化のために次のとおり提言します。

- ① 自治基本条例内に地域自治組織の推進に関する規定を整備するよう求めます。
- ② 上記規定及び自治基本条例第26条の危機管理制度を具現化する制度として、中学校区を1単位とし、その地域内にある町内会・自治会、PTA、校区連、NPO、会社法人などで構成する「地域自治組織（地域自治システム）」の導入を求めます。制度の導入は、来るべき人口減少時代への対応、万が一の災害時に市民の安全を守る必要があるため、数年度中に最低でも制度設計が進むよう求めます。
- ③ 上記の地域自治組織には、自主的運営のために市から包括的補助金を交付するとともに、地域自治組織が市から支障のない業務を中心に権限を委譲し（地域の街路樹剪定作業や防災用具管理など）することで、社会福祉など行政でしか提供できないサービスに力を注ぐことが可能となると考えられま

す。限りある財政であり、高福祉高負担では無く、自分たちが出来ることは自分たちで行なう、出来ないことを行政に頼むという高福祉低負担の効率的な行政運営を求めます。

資料1

主要9都市の1人当たりの図書費(2014年予算ベース)

小学校		中学校	
	単位:円		単位:円
函館市	455	函館市	649
帯広市	529	帯広市	655
苫小牧市	665	苫小牧市	1202
小樽市	721	小樽市	1305
釧路市	735	旭川市	1477
北見市	895	北見市	1549
旭川市	942	釧路市	1644
札幌市	1193	江別市	1658
江別市	1605	札幌市	1675

出展:2015年1月19日 苫小牧民報記事より

## 旭川市

番号	実施事業名等	提出意見 件数	平均意見提出件数 (小数点第2位で切 り捨て)	人口数(参考)
1	買物公園等の放置自転車対策(条例骨子案等)	4	58.4	347,207人
2	第3期旭川市地域福祉計画素案	9		
3	旭川観光基本方針(案)	6		
4	平成26年度旭川市食品衛生監視指導計画(案)	1		
5	旭川市まちづくり基本条例素案	18		
6	旭川市行財政改革推進プログラム三訂版(案)	5		
7	旭川市客引き勧誘行為等の防止に関する条例(素案)	15		
8	旭川市暴力団排除条例(素案)	13		
9	旭川市公共交通ランドデザイン(案)	6		
10	「就学助成制度」に係る市民意見の募集	507		

## 函館市

番号	実施事業名等	提出意見 件数	平均意見提出件数 (小数点第2位で切 り捨て)	人口数(参考)
1	函館市避難行動要支援者支援計画(案)	5	19.07	271,479人
2	函館市地域防災計画(改定案)	12		
3	函館市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)	3		
4	函館市地域公共交通総合連携計画(案)	46		
5	第3次函館市地域福祉計画(案)	14		
6	平成26年度函館市食品衛生監視指導計画(案)	4		
7	函館市観光基本計画(案)	4		
8	今後の公共施設のあり方に関する基本方針に基づく「各施設の今後の方向性」について(案)	164		
9	函館市が管理する港湾の臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例の一部改正(案)	0		
10	函館市学校給食基本方針(案)	15		
11	(仮称)函館市暴力団の排除の推進に関する条例(素案)	0		
12	健康はこだて21(第2次)(案)	6		
13	函館市空き家等の適正管理に関する条例(素案)の制定について	5		
14	函館市登山道の交通規制見直し(案)について	1		
15	函館市公営住宅等長寿命化計画(案)について	7		

## 釧路市

番号	実施事業名等	提出意見 件数	平均意見提出件数 (小数点第2位で切 り捨て)	人口数(参考)
1	隣保浴場廃止に伴う条例等の一部改正	0	1.35	178,934人
2	釧路市税条例の一部改正	0		
3	釧路フィッシャーマンズワーク条例及び釧路フィッシャーマンズワーク施行規則の一部改正	0		
4	釧路市児童館条例の一部改正	0		
5	釧路市保育に関する条例及び釧路市保育に関する条例の一部改正	0		
6	市立釧路国民健康保険阿寒病院新改革プランの策定及び阿寒病院関係条例の一部改正	0		
7	釧路市文化芸術振興基本条例の制定	1		
8	釧路市動物園条例施行規則の一部改正	0		
9	釧路市駐車場条例施行規則の一部改正	1		
10	釧路市汚水排除量認定要領案の制定	0		
11	都市計画道路の見直しの考え方北海道釧路市の策定	6		
12	釧路市津波避難計画の策定	9		
13	釧路市公園施設長寿命化計画の策定	0		
14	健康くしろ21第2次計画の策定	0		
15	釧路市辺地総合整備計画(音別地域)の策定	0		
16	釧路市一般廃棄物処理基本計画の中間見直し	0		
17	くしろ男女平等参画プランの中間見直し	6		

## 苫小牧市

番号	実施事業名等	提出意見 件数	平均意見提出件数 (小数点第2位で切 り捨て)	人口数(参考)
1	市立啓北中学校改築計画(案)について	2	4.79	174,064人
2	第2次苫小牧市地域公共交通総合連携計画(案)について	4		
3	苫小牧大成児童センターに係る暖房使用料の設定及び利用 料金制度導入に伴う関係規則の一部改正について	0		
4	苫小牧市立図書館規則の一部改正(案)について	0		
5	苫小牧市屋内ゲートボール場条例一部改正(案)について	0		
6	苫小牧市市民活動センターに係る利用料金制度導入に伴う 関係規則の一部改正(案)について	1		
7	苫小牧市福祉のまちづくり推進計画・苫小牧市障がい者計 画についての市民意見提出手続	0		
8	医療費助成制度への所得制限導入について、市民からの意 見を募集しました	1		
9	苫小牧市地域情報化計画について	3		
10	苫小牧市スポーツセンター条例の一部改正について	1		
11	苫小牧市介護保険事業の人員、設備及び運営の基準等に 関する条例の一部改正に係る市民意見提出手続について	0		
12	苫小牧市テクノセンター条例の一部改正について	0		
13	消防庁舎整備計画案について	0		
14	苫小牧市まちなか交流センター条例(案)骨子に対する市民 意見の募集について	0		
15	男女平等参画都市宣言文(案)について	0		
16	苫小牧市美術博物館規則制定(案)に関する意見募集につ	0		
17	新大成児童センターへの指定管理者制度導入、貸館使用料 の設定及び開館時間の延長について	9		
18	苫小牧市立中央図書館への指定管理者制度導入、開館時 間の延長及び開館日の拡大について	70		
19	第三次苫小牧子どもの読書活動推進計画案について	0		

## 帯広市

番号	実施事業名等	提出意見 件数	平均意見提出件数 (小数点第2位で切 り捨て)	人口数(参考)
1	帯広市新型インフルエンザ等対策行動計画(素案)	1	4.86	168,753人
2	帯広市住生活基本計画(原案)	0		
3	帯広市地域防災計画(素案)	0		
4	帯広市防災・減災指針(素案)	1		
5	帯広市環境モデル都市行動計画(平成26年度から平成30 年度)(素案)	19		
6	(仮称)帯広市暴力団排除条例	11		
7	社会教育委員の委嘱の基準に関する条例(結果)	2		

## 小樽市

番号	実施事業名等	提出意見 件数	平均意見提出件数 (小数点第2位で切 り捨て)	人口数(参考)
1	(仮称)小樽市暴力団の排除の推進に関する条例(原案の概	0	5	125,028人
2	平成26年度小樽市食品衛生監視指導計画(案)	2		
3	奥沢水源地保存・活用基本構想(素案)	16		
4	小樽市自治基本条例(原案の概要)	2		

## 江別市

番号	実施事業名等	提出意見 件数	平均意見提出件数 (小数点第2位で切 り捨て)	人口数(参考)
1	江別市平和都市宣言(案)	37	7.82	120,244人
2	江別市公園施設長寿命化計画(案)	1		
3	江別市行政改革大綱(素案)	7		
4	江別市男女共同参画基本計画(素案)	4		
5	江別市緑の基本計画(中間見直し素案)	5		
6	江別市都市計画マスタープラン2014「改訂版」(案)	3		
7	えべつ市民健康づくりプラン21(第2次)(案)	0		
8	(仮称)都市と農村の交流拠点施設建設基本構想(案)	0		
9	第3次江別市農業振興計画(案)	6		
10	平成26年度江別市当初予算(案)	10		
11	江別市下水道事業中期経営計画(案)	3		
12	江別市水道事業中期経営計画(案)	5		
13	第2次江別市食育推進計画(案)	1		
14	江別市環境管理計画後期推進計画(案)	11		
15	第2期江別市子どもの読書活動推進計画(案)	8		
16	企業立地に係る助成条例等の見直し(案)	0		
17	(仮称)江別市暴力団排除条例	0		
18	江別市学校教育基本計画(案)	8		
19	第5期江別市スポーツ推進計画(案)	2		
20	第8期江別市社会教育総合計画(案)	0		
21	江別太遊水地利活用計画(案)	3		
22	江別市鳥獣被害防止計画(案)	1		
23	江別市子どものひろば開設(江別市子育て支援センター条例の一部改正)	0		
24	新しい江別市総合計画「えべつ未来づくりビジョン」<第6次江別市総合計画>(素案)	103		
25	江別市住民基本台帳カードの利用に関する条例(案)	0		
26	(仮称)江別市子ども・子育て会議条例	0		
27	江別市男女共同参画を推進するための条例を改正する条例	1		
28	江別市新型インフルエンザ等対策本部条例	0		

作成者: 市民自治推進会議